

岐阜県公報

目次

規 則

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

(労働雇用課)

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(同)

公 示

障害者就業・生活支援センターの変更について

(労働雇用課)

二

一

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号の二

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

岐阜県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年岐阜県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「母等の」を「母等又は同項第八号の二に規定する父子家庭の父である」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号の三

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則(昭和四十一年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正

規 則

号外 (望) 平成二十五年 四月 一日

する。

第三条第一項第九号中「第八号の二又は第八号の三」を「から第八号の四まで」に改める。

第七条第一項中「各号」を削り、「第八号の三」を「第八号の四」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 示

障害者就業・生活支援センターの変更について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定を受けた者の名称	変更に係る事項	変更前	変更後	年月日
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団	事務所の所在地	岐阜市日ノ出町 二丁目五番地二	岐阜市鍵屋西町 二丁目二〇番地 多恵第一ビル 一階	平成二五・ 三・二五
社会福祉法人 陶技学園	事務所の所在地	多治見市白山町 一丁目六〇番地	多治見市小泉町 二丁目九三番地 ルミナス小泉 一〇二号室	平成二三・ 一一・九

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社